

よくある質問

1 要件変更の事由が発生した場合の取扱い

問 基準日（令和3年9月30日）の翌日以後に、支給対象者や対象児童の状況に変化が生じた場合、子育て世帯への臨時特別給付金の取扱いはどのようになりますか。

- ① 支給対象者が亡くなった場合
- ② 支給対象者が海外に転出した場合
- ③ 支給対象者が離婚した場合、又は離婚協議を開始した場合（配偶者であった者が児童を養育している場合）
- ④ 支給対象者がDV加害者となった場合（DV被害者が児童を養育している場合）
- ⑤ 支給対象者が刑務所に入所した場合
- ⑥ 対象児童が亡くなった場合
- ⑦ 対象児童が施設入所等児童となった場合
- ⑧ 対象児童が少年院や少年鑑別所に入った場合
- ⑨ 対象児童が海外からの帰国・入国した場合

答 基準日（令和3年9月30日）の翌日以後に、上記①から⑧までに掲げる場合の取扱いについては、次のとおりです。

- ① 支給対象者が亡くなった場合は、亡くなった日の属する月の翌月分の児童手当の支給対象者又はこれに準ずるものとして適当と認められる方が支給の対象となります。
- ② 支給対象者が海外に転出した場合は、支給の対象となります。振込口座については、支給対象者名義の国内の口座（児童手当の振込口座等）に限ります。
- ③ 離婚した、又は離婚協議を開始した場合は、令和3年10月支給（9月分）の児童手当を受給している方が支給対象者となります。
- ④ 支給対象者がDV加害者となり、配偶者及び対象児童が避難している場合は、当該加害者ではなく、配偶者が支給の対象となる場合がありますので、ご相談ください。
- ⑤ 支給対象者が刑務所に入所した場合は、令和3年10月支給（9月分）の児童手当の支給対象者が支給の対象となります。
- ⑥ 対象児童が亡くなった場合は、令和3年10月支給（9月分）の児童手当の支給対象者（高校生または公務員については、基準日における養育者）が支給の対象となります。
- ⑦ 対象児童が施設入所等児童となった場合は、児童が入所している施設の設置者が支給の対象となります。
- ⑧ 対象児童が少年院や少年鑑別所に入った場合は、令和3年10月支給（9月分）の児童手当の支給対象者が支給の対象となります。
- ⑨ 基準日以降に、対象児童が海外からの帰国・入国した場合は、支給対象外となります。

よくある質問

2 その他の取扱い

問 基準日（令和3年9月30日）時点で対象児童と同居していない場合、子育て世帯への臨時特別給付金の取扱いはどのようになりますか。

- ① 申請者（所得が高い方の保護者）が単身赴任などで対象児童と同居していない場合
- ② 対象児童が寮などに入っていて、市外に居住している場合

答 基準日（令和3年9月30日）時点で上記①から②までに掲げる場合の取扱いについては、次のとおりです。

- ① 申請者（所得が高い方の保護者）の基準日時点での住民票住所地で申請が必要です。
- ② 申請者（所得が高い方の保護者）の基準日時点での住民票住所地で申請が必要です。

問 高校生等について、子育て世帯への臨時特別給付金の取扱いはどのようになりますか。

- ① 高校生等が結婚している場合
- ② 高校生等が就職している場合

答 高校生等の子育て世帯への臨時特別給付金の取扱いについては、次のとおりです。

- ① 子育て世帯への臨時特別給付金の高校生等について、監護している父母等に支給するものであり、結婚している場合には配偶者が監護することになるため支給対象外となります。
- ② 子育て世帯への臨時特別給付金は、平成15年4月2日以降に生まれた児童を対象としており、高校生であるか、就職しているかは支給要件としては設けておらず、支給対象の児童となります。

主たる生計維持者に監護され、その者が所得要件を満たしていることが必要ですが、その場合には、当該高校生等の収入は問いません。